



糸ぐるま

第2号

【学校教育目標】

学ぶ 進んで学ぶ生徒
思いやる 心の豊かな生徒
やりぬく 協力し勤労する生徒

二中の歴史

校長 山口 徹

新緑の時期となり、学校の木々も緑がより一層鮮やかになってきました。諺にもあるように『青葉は目の薬』というように瑞々しい青葉を見ることで目の疲れを癒すことができると言われています。目だけでなく心のリラックス効果もあるそうです。また、大人（特に年を重ねられた方）から聞かれるのは、子どもから元気をもらえるという話をよく聞きます。植物や人間も若い時期のエネルギーは、周りの人々を元気にしてくれる力があることを改めて感じました。

さて、5月の全校朝礼では、次の2つの話をしました。

第1に SOS を出す勇気をもつこと。連休明けは、体と心の疲れを感じる人が多くなってくる。これは、大人も同じ。新しい生活が始まって1か月が過ぎても新しい環境（学習や友達関係）になかなか慣れない場合、また連休が入ることで学校生活のリズムが崩れることで、4月に抱いた新しい生活への期待や目標達成のために頑張ろうとする気持ちが薄れることが原因。悩みがある場合は、一人で抱え込まずに周りの大人や友達に相談することが大切であること。

第2に二中の開校記念日について。昭和22年4月に3年生11名（1学級）、2年生182（4学級）名、1年生233名（5学級）の426名（10学級）で、第九小学校の校舎を間借りして開校。教室が足りないので青空教室や二部授業として午前に小学生、午後に中学生の授業を行っていた。5月10日に開校式が行われ、その日を開校記念日となった。昭和24年に元競馬場の跡地である現在の地に二中の校舎を建て、この場所で授業が始まった。生徒数が増えたことで、校舎の増築や校庭を広げるために近隣の地主の方々に土地を譲ってもらい現在の校舎や校庭になった。昭和27年に校歌が制定。昭和28年に当時の保健体育科の先生が、上半身の中心とした体力向上の必要性を感じて『二中体操』が創作された。昭和29年に校章制定。校章の由来は、八王子市はかつて絹織物の産地であり、二中あたりも蚕の食用の葉となる桑畑が多くみられた。この桑の葉を八王子市の八に模様化し、全体を大きい鏡にして、けがれのない子供の姿を映し出す意味をもたせた。中の字は、布を織る機械に欠かせない糸車とし、IIの字でバランスをもたせてある。50周年記念誌からは、二中応援歌として、「朝日」「二中音頭」「風雪」があったようです。二中の歴史を知ること、地域や保護者の思いを感じることができる。その思いを大切に、これからの学校生活一日一日を大切に過ごしてほしい。

生活指導主任からは、熱中症対策、地域での過ごし方、SNSの使い方について話をしました。

この時期から不登校傾向になる生徒が見受けられます。保護者の皆様には、お子さんのご家庭での様子が今までとは違うように感じられる時は、今まで以上に意識してお子さんとコミュニケーションをとる、学校に相談するなどお子さんの変化を見逃さないようにしてください。学校では、毎週月曜日の6校時に教員と生徒との二者面談を行って生徒の悩みなどについて聞く時間を設けています。また、生徒の様子などの情報を全教員で共有しています。学校と家庭が協力し、生徒が落ち着いた学校生活を送れるようにご協力よろしくお願いいたします。

新入生歓迎会

4月11日(金)に生徒会が中心となって新入生歓迎会を行いました。新入生が、安心して学校生活を送れるように代表生徒が生徒会や一斉委員会、部活動について丁寧にわかりやすく説明をしていました。制服紹介では、踊りながら紹介するなど工夫が見られ新入生を温かく迎える気持ちが表れていて上級生の優しさを見ることができました。これからも新入生が安心して学校生活を送れるような学校にしていきたいと思います。



離任式

4月28日(月)に離任式を行いました。昨年度まで本校で勤務された方々が来校し、生徒とのお別れをしました。離任された先生方からは、二中の生徒の頑張っている姿やこれからの学校生活への期待などの話がありました。また、代表生徒から離任された先生方との思い出とともにお世話になった感謝の気持ちを伝えていました。離任された先生方から学んだことをこれからの学校生活に活かしてくれることを期待しています。

(離任された方からのメッセージ)

4年間お世話になりました。二中学生のみなさんが幸福になれるように、陰ながら応援しています。

(前校長山川先生)

みんなが元気よく礼儀正しく成長していくことを願っています。これからの人生を楽しみながら、一步一步進んでいってください。

(主任教諭 後藤先生)

君たちには未来があります。やりたいことは何でもできます。何にでもなれます。せっかく何十年も時間があるなら、夢を持ちましょう。希望を持ちましょう。皆さんが将来、大活躍するのを期待しています。どうもありがとうございました。

(非常勤教員 進藤先生)

いつも生徒の方から明るい挨拶をしてくれた二中学生。とても嬉しく、清々しい気持ちになりました。挨拶ひとつとっても、学校は社会に出るための大切な実践練習の場です。二中学生の素晴らしい未来に期待しています。

(事務職員 唐木さん)

1年校外学習

5月1日(木)に1年生の校外学習を行いました。時間やルールを守ること、仲間と協力すること、主体的に取り組むことなどの大切さを学ぶために立川市にある国営昭和記念公園に行き、レクリエーションやカレーライスづくりをしました。レクリエーションでは、中学校で初めて出会った友達の良いところを見つけることができより仲を深めることができたようです。また、カレーライスづくりでは、友達と協力することでおいしいカレーライスを作ることができたようです。



生徒総会

連休明けの5月7日(水)に生徒総会を行いました。全校生徒が体育館に集まって、生徒会や一斉委員会、各学級の活動計画の提案について質問や回答を行い各活動の承認を得ました。1時間という短い時間の中で円滑に議事が進んだのは、議長団による進行や事前に各学級でしっかりと話し合いが行われていたためだと思いました。これから全校生徒が、各活動に協力していきたいと思います。



八王子市立第二中学校 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには、生命や身体にまでも深刻な危機を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することなどがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係をもつ他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む)であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、「いじめが、どの学校、どの学年・学級にも起こり得る」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むこととする。なお、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

2 いじめ防止に関する対策

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策やいじめの早期発見・早期対応を行うために「学校いじめ対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生活指導主任(コーディネーター)、各学年の生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他(必要に応じ関係機関)

〔活動内容〕

- いじめの未然防止・早期発見に関すること
- いじめ事案の対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する生徒理解を深めること
- いじめ防止等に関する年間活動計画を作成すること
- いじめ防止等の取組に関する達成目標を学校評価の項目に設定すること
- 学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて改定すること

〔開催〕

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止・早期発見に対する対策

① いじめの未然防止に向けた取組

ア 年度当初に、生徒、保護者、地域、関係諸機関等へ「学校いじめ基本方針」の内容を説明する。

イ 学校教育目標の1つである「思いやり」の具現化を図り、常に他者への思いやりをもち、弱い者いじめや相手が嫌がるふるまいをしないこと、いじめを見過ごさないことなどについて、全教育活動を通して組織的に取り組む。

- ウ 生徒の豊かな情操と道徳的な心情を養い、常に公正に判断して、その実践に努めようとする意欲や態度を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育とその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図る。
- エ 自分と他人の良さを公平な視点で認め、一人ひとりの違いを受容し、互いに尊重し合える人間関係を構築していく力を育むとともに、生徒の主体性に基づいた集団活動を通じた自己肯定感や自己有用感の育成や充実を感じられる学校生活づくりを目指す。
- オ 生徒が主体的にいじめ防止に向けた取組を進めていくことができるよう生徒会活動の活性化を図る。
- カ いじめへの理解を深め、その防止の重要性に対する意識を高める機会として、人権作文の取組や「ふれあい月間」の活動等を通して、生徒の意識啓発を図る。
- キ いじめ防止等に関わる授業(いじめを題材とした授業)、いじめ防止等に関する教職員研修を年3回(学期に1回)実施する。

② いじめの早期発見に対する取組

- ア 毎週月曜日6校時に生徒・教員による二者面談を行う。
 - ローテーションにより学年教員全員と行う(生徒1人当たり、年間5回程度)。
 - 多くの教員との面談を通して、相談できる大人づくり及びSOS発信の機会を意図的につくる。

イ いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次のとおり定期的実施する。

- 新1年生を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接(5～7月)
- 生徒対象のいじめに関するアンケート調査(毎月1回)
- 保護者との連携による子ども見守りシートの活用(年度当初は全員提出)
- 学級担任等による生徒や保護者との面談による情報の収集

三者面談:年2回(7月、12月) その他は必要に応じて随時行う。

ウ 生徒及び保護者が、安心していじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラーによる相談活動を周知し充実を図る。

エ 生徒の変化を細やかに把握し、いじめに関する情報の迅速な共有化を図るために、各学年の代表による委員会(学校いじめ対策委員会)を校内に設置し、定期的に情報交換を行うことで、いじめの早期発見と早期対応、及び全校での組織的な対応を図る。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

現在、高度に発達した情報通信ネットワーク・サービス(SNS)等により、瞬時かつ広範囲に可能となった情報の流通性や発信者の匿名性など、インターネット等を媒体としたいじめの様態の変容に対する理解を深め、情報機器を用いて行われるいじめの未然防止及びその効果的な対処方法などを、生徒及び保護者が学習できるような啓発活動を行い、情報モラルの徹底を図る。

- SNS 東京ルール・生徒主体による学校ルールの作成と「SNS 家庭ルール」作成の要請
- 情報通信機能を利用したいじめ防止を図るセーフティ教室等の実施
- 情報通信機能を利用したいじめへの理解を図るPTA等への研修会の支援

(3) いじめの早期対応に対する対策

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ 「いじめの認知等報告書」等を活用し、八王子市教育委員会へ報告し、その対応について連携を図る。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携(SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等)と連携し、問題の解決を図る。
- エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

オ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

カ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署や児童相談所等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるいじめが発生した場合は、次のような対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、八王子市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 必要に応じて、関係諸機関を含めた「学校サポートチーム」を招集する。

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

1 生活指導の方針、体制

(1) 生徒の心に寄り添う、共感的な指導

① 問題行動等が起きた際には、生徒自ら問題に対して正対し善悪の判断ができる力を育てることを目的に、傾聴の姿勢を大切に該当生徒から事実関係を丁寧に聞き取る。

② 『是は是、否は否』を基本とし、毅然とした態度で、教師として、または人生の先輩として生徒がより良く生きていけるような指導を心がける。

③ 興奮し落ち着かない生徒に対しても辛抱強く接し、落ち着かせたうえで生徒自身にその行動を振り返らせ、考えるようにさせる。その後、教職員の一方的な指導ではなく、問題行動が発生した原因を踏まえ生徒一人ひとりの心のケアに努めながら、保護者とも連携し、生徒自身に問題行動の防止について考えさせる指導を行っていく。

(2) 言語環境の整備

生徒間はもちろんのこと、教員間での言語環境を整え、指導の際にも正しい言葉を遣うように心がける。上記のように毅然とした態度で指導を進めるが、威圧的な態度での指導は厳に慎む。

(3) 複数体制での指導の徹底

生活指導の際には教職員の感情的な指導を防止するため、複数体制で指導にあたり体罰や不適切な指導の防止に努める。また、万が一暴力的な指導が行われた際には速やかに管理職へ報告する。

(4) 全校体制での指導の充実

小さなことでも全教員で情報の共有を素早く行い、問題に対して全校体制で取り組めるように組織的な指導を心がける。必要に応じて、各学年や部活動内での問題も生活指導部を中心に学年の枠を越えて指導に当たる。特にいじめ問題や、指導が困難な生徒については、教育相談部会や運営会議などで指導の方針や指導後のケアも含めて協議し、担任や学年の教員が抱え込んでしまうことのないような環境を作る。

(5)積極的生活指導の充実

問題発生後の対応だけでなく、定期的に集会等で、今後心配される生活指導上の課題について生徒に情報提供や注意喚起を行い、問題行動を未然に防ぐ。また、道徳や特別活動等を中心に全教育活動を通じて心の教育を充実させ、自尊感情や規範意識を高めることで生徒の健全育成を推進する。

2 体罰防止に向けた取組

(1)体罰防止スローガンの設定

体罰防止月間を受けて、職員室等に体罰防止ポスターを掲示するとともに、体罰を『しない・させない・許さない』の共通理解のもとで指導にあたる。

(2)校長による体罰根絶へ向けた面談の実施

夏季休業期間中に教職員一人ひとりと校長が面談を実施し、自己および他の教員の暴力的な指導についての聞き取りを行い、予防に努める。

(3)体罰に関するアンケート調査の実施

暴力的な指導に関する生徒アンケートを実施し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告等を行う。

(4)体罰防止セルフチェックの実施

全教職員が毎月、チェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。